解散公告

当法人は、平成二十四年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

奈良県生駒市白庭台三丁目一五番一〇

特定非営利活動法人あったか子育てカヌシャガマの会　清算人　髙杉千代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

広島県呉市阿賀中央四丁目一番一三―一〇四号　合同会社やすらぎ

清算人　長村　昌子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

東京都新宿区西早稲田二丁目二番八号

特定非営利活動法人ともに生きる

清算人　糸賀　淳

解散公告（第二回）

稲美土地改良区は、平成二十五年一月十五日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

兵庫県加古郡稲美町加古四三六八番地の二

清算法人稲美土地改良区

清算人代表　笹倉　源市

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年一月十五日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

奈良県生駒郡平群町吉新一丁目一番一号

平群町土地開発公社

清算人　山中　淳史

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

広島県庄原市高野町下門田九番地

財団法人下高野山会

代表清算人　瀬尾　二六

第四十六期決算公告

平成二十四年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部

流動資産	八一、二〇九、七四六　円
固定資産	一二八、七一七、五八五
合計	二〇九、九二七、三三一　円
負債及び純資産の部	
流動負債	二九、一六四、九六八
固定負債	三二、一八一、〇〇〇
株主資本	一四八、五八一、三六三
資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	一七三、九七一、三六三
（利益準備金）	（一五、〇〇〇、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（一五八、九七一、三六三）
（うち当期純損失）	（二四、八五一、二六三）
自己株式	△八五、三九〇、〇〇〇
合計	二〇九、九二七、三三一

平成二十五年一月三十一日

東京都港区南青山四丁目二六番一二号

地質計測株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市銭函二丁目四八二番地、最後の住所北海道小樽市銭函二丁目二三番四号

被相続人　亡　落合　純夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

事務所札幌市中央区北大通西九丁目　キタコーセンタービルディング二階　坂口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂口　唯彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山四五九番地一、最後の住所青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山二三八番地五

被相続人　亡　坂田　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

青森県五所川原市大町一―五　ティーケーマンション二階　つがるひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市田老字小堀内一番地二、最後の住所岩手県宮古市田老字小堀内一九番地一三

被相続人　亡　千葉　福司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

岩手県宮古市南町一一番一八号田川ビル二〇二号　松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　良啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市上厚崎四八〇番地、最後の住所栃木県矢板市木幡一三四三番地一八

被相続人　亡　小山田隆典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

事務所栃木県宇都宮市小幡二丁目七番八号　須藤博法律事務所

相続財産管理人　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市鍛冶町九一九番地、最後の住所群馬県高崎市下佐野町九六七番地一三

被相続人　亡　宮下　昭治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

群馬県高崎市下滝町三三四番地

相続財産管理人　渡邉　俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区成増五丁目三二九番地、最後の住所埼玉県坂戸市東坂戸二丁目二九番一〇二号

被相続人　亡　山本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一　坂戸駅前通りハイツ六〇四

相続財産管理人　弁護士　林　真由美

第12期決算公告

平成25年2月21日

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号

株式会社長寿乃里

代表取締役　冨田　健介

貸借対照表の要旨（平成24年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,188,281
	固定資産	685,209
	合計	1,873,490
負債及び純資産の部	流動負債	765,833
	固定負債	409,779
	株主資本	697,878
	資本金	10,000
	利益剰余金	687,878
	その他利益剰余金	687,878
	（うち当期純利益）	(181,418)
	合計	1,873,490

(注)　記載金額は千円未満を四捨五入しております。